



横浜港埠頭株式会社が特例港湾運営会社の指定を受けました

1. 概要

横浜港埠頭株式会社は、平成24年12月25日に、国土交通大臣より、港湾法に基づく「特例港湾運営会社」の指定を受けました。民の視点による効率的な港湾運営に取り組み、横浜港の国際競争力強化に努めてまいります。

2. 指定までの経緯

- 平成24年 9月12日 京浜港の埠頭群の区分指定告示
- 平成24年11月16日 特例港湾運営会社指定申請
- 平成24年12月25日 特例港湾運営会社の指定



(参考)

【特例港湾運営会社について】

港湾の国際競争力強化等を図るため、平成23年3月の港湾法改正により、国際戦略港湾等の運営に関する業務を一元的に担う「港湾運営会社」制度が創設されました。

同法では、港湾運営会社は国際戦略港湾（京浜港・阪神港）ごとに1つに限ると規定されていますが、4年間の特例措置として国際戦略港湾の埠頭群を「特定埠頭群」に区分し、それぞれに「特例港湾運営会社」を指定することが可能とされています。

【当社概要】

設立日 平成23年7月26日
資本金 150億2800万円
所在地 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階
代表者 代表取締役社長 高島正之

以上

(担当)

経営戦略室経営企画課長 工藤 (TEL: 045-671-7292)